

一般社団法人東名古屋医師会新規開業相談委員会内規

1. この委員会は、一般社団法人東名古屋医師会新規開業相談委員会（以下「委員会」と略す）と称する。
2. この委員会は、一般社団法人東名古屋医師会（以下「医師会」と略す）に入会し、かつ豊明市、日進市、長久手市、東郷町内にて新規開業を希望する者が、医師会員代表者と詳細を検討、意見交換し、もって医師会の有する地域医療に寄与する意義を理解され、既医師会員との協調を良好なものとするを目的とする。
3. 新規入会、新規開業希望の申し出があつて、医師会長は必要かつ十分な条件が満たされたものと判断されれば、日時、場所、出席者を定めて委員会を開催する。
4. 新規入会、新規開業希望者（以下「希望者」と略す）は、次の事項を確定して、定められた期日までに医師会に届け出なければならない。
 - イ) 医療機関名（病院、診療所の区分も付す）
 - ロ) 開業地番
 - ハ) 標榜科目
 - ニ) 開業（予定）年月
5. 委員会にて協議に疑義が指摘されたり、理事会決定後に希望者に重要な変更が生じた場合には、医師会長の判断で再度委員会を開催することがある。この場合には、その前の委員会、理事会にて決められた事項はすべて無効とされる。
6. 委員会での協議事項、問題点などを理事会に諮り、理事会での検討、承認をもって医師会の最終決定とする。
7. 理事会の決定事項は、速やかに医師会長は希望者に連絡をし、合意を得て実施とする。

附則 自宅会員（B会員）入会は、原則として高齢により非就業となったものなどに限定して、新規開業予定者の自宅会員入会は認めない。

この内規は、平成 25 年 10 月 25 日から施行する。